入札説明書

（内訳）

○別添資料

⑴ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
⑵ 業務経歴書（様式２）
⑶ 仕様書
⑷ 質問書
⑸ 委任状
⑹ 入札書
⑺ 入札（契約）保証金納付書
⑻ 入札辞退届
⑼ 入札保証金免除申請書

１　競争入札に付する事項

⑴ 入札方法　一般競争入札とする。
⑵ 契約期間　特記仕様書のとおり
⑶ 契約内容　特記仕様書のとおり
⑷ 入札日時・場所　公告のとおり
⑸ 入札保証金　公告のとおり
⑹ 入札について
　ア　入札をしようとする者は、仕様書、質問書等により内容を確認の上、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、その納付済証を入札書に添付しなければならない。
　イ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
⑺ 入札金額
　入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税抜きの額）を入札書に記入する。
⑻ 落札金額
　入札金額に消費税額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

２　落札者の決定方法

⑴ 有効な入札書を提出したもので、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
⑵ 但し、第１回の入札で落札者がおらず、再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項の規定に基づき随意契約ができるものとする。

３　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

4　契約保証金

本村と契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を入札（契約）保証金納付書により納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

⑴　契約の相手方が保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

⑶　法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

⑷　委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

⑸　村長の認める保証人を立てたとき。

⑹　契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、本村に帰属する。契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、同様とする。

5　その他

⑴　内訳書の提出

ア　第 1 回の入札に際しては、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。内訳書を提出しない場合にあっては、入札に参加することができないこととする。

イ　内訳書の様式は任意とする。

⑵　入札辞退

本事業に関する入札を辞退するものは、入札辞退届を今帰仁村役場経済課まで提出しなければならない。

⑶　本事業に関する質疑

ア　質問書を用いて FAX で行うものとし、FAX 送信後に電話にて受信確認を行うこと。

イ　質問書の提出期限　令和 8 年 10 月 30 日(金) 午後 3 時までとする。

ウ　提出先　公告　**7　担当**　を参照

エ　質疑に対する回答は、都度 FAX にて行う。